

相談支援従事者研修事業者の指定要件(案)

○ 事業実施者に関する要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ・ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

○ 事業内容に関する要件

- ・ 国が行う相談支援従事者指導者養成研修（以下「国研修」という。）を修了した者を中心として実施すること。
 - ・ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。特に初任者研修標準カリキュラムにおける「2 ケアマネジメンツの手法に関する講義」の講師及び「4 ケアマネジメンツロセスに関する演習」を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。（その他の講義、演習については、相談支援専門員の役割について相当の知見を有する者、行政職員等を充てることとする。）
 - ・ 研修事業が、継続的に毎年1回以上実施されること。
- ※ 都道府県は、指定を希望する民間団体等に対して、必要に応じて指定研修において中心となる国研修修了者の斡旋等を行っていただく。

○ 研修受講者に関する要件

- ・ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

○ その他の要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意すること。
- ・ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

民間団体の相談支援業務従事者の活用(案)

相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、以下の要件をいずれも満たす場合に、指定相談支援事業者の指定を受ける前の事業所における相談支援業務を実施要件として認めることとする。

- 指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
 - ※ 指定に当たっては法人格が必要であることに留意。

- 民間団体の活動を、指定を受けている、又は受けようとする事業所の長が「当該者が相談業務に従事する者で5年間勤務した経験を有する」旨を証明し、かつ、「5年間の相談業務を行っていることが客観的に分かる資料(※)」があること。

※ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書や決算資料等により客観的に相談業務を実施していることが分かる場合も可とする。

(参考) 現行の取扱い (H18.11相談支援事業関係Q & Aにおいて提示)

(1) 事業所要件

公的な補助金や委託により運営されており、かつ、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されている事業所

(2) 実務経験の証明

事業所の長が、業務内容や勤務日数を証明した期間

(参考) 相談支援専門員の実務経験

業務の範囲		相談支援専門員	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就業、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上
	② 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	10年以上
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者 上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	5年以上

※1平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、看護講師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

平成23年度における相談支援専門員の研修体系

- 障害者自立支援法等の改正においては、新たに、「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」及び「障害児相談支援」を創設。（平成24年4月1日施行）
- このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施。
- 併せて、現任者の資質の向上のために、専門コース別研修を創設。
- これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とする。
- ※ 平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、既存の初任者研修や現任研修の見直しを含め、今後検討。

相談支援専門員の必須の研修

初任者研修
＜初年度＞

(31.5時間)

現任研修
＜5年ごと＞

(18時間)

新

専門コース別研修

※専門コース別研修は、現任研修の受講の有無にかかわらず、必要に応じて受講することも可能

新

法の円滑な施行準備のための研修

【カリキュラム】
・地域相談支援
・障害児相談支援
(4～5時間程度)

事業者指定のイメージ

特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び一般相談支援事業者各々の指定を一体的に受けられることも可能。

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)

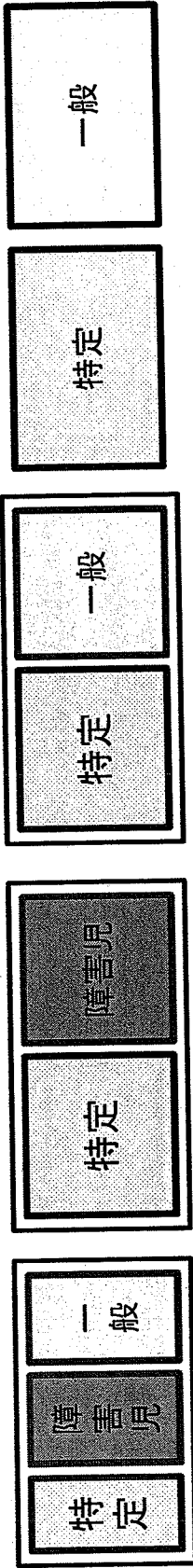
(人員基準) 管理者、相談支援専門員

※ 「障害児相談支援事業者」の指定を受ける場合は、障害者自立支援法に基づくサービスと一体的な計画を作成する必要があるため、「特定相談支援事業者」の指定も併せて受けることを想定。
この場合、「障害児相談支援事業者」と「特定相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者についても、対象者を障害児のみとすることも可能とする。

一般相談支援事業者(地域移行・定着支援担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員、地域移行推進員(仮称)

【想定される類型】



サービス等利用計画の対象者拡大を踏まえた検討課題

○ 障害福祉サービスの利用の組み合わせ

障害福祉サービスを利用するすべての障害者に対して、サービス等利用計画を作成することによりケアマネジメントがなされることを踏まえ、平成24年度以降における以下の障害福祉サービスの利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めることができるようについて検討。

(施設入所支援と就労継続支援)

- ・ 就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ

(施設入所支援と生活介護)

- ・ 障害程度区分が4(50歳以上は3)よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせ

(ケアホームとホームヘルパー)

- ・ 障害程度区分4以上であって一定の要件を満たす重度の障害者が、職員配置基準を超えて手厚い人員体制による介護が必要となる場合における、ケアホームとホームヘルパーの利用の組み合わせ

基幹相談支援センター(案)

1. 設置者

法 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着支援担当）を行う者
その他厚生労働省令で定める者が設置することができる。

→ 「厚生労働省令で定める者」については特定相談支援事業者（計画作成担当）とする。

2. 設置方法

→ 身近な地域の相談支援事業者と基幹相談支援センターによる体制を基本とする。
このほか、地域における指定相談支援事業者の状況等により、基幹相談支援センター単独による場合も想定される。

3. 業務

法 総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施。

→ 具体的業務は、以下を基本としつつ、地域の実情に応じて実施することとする。

- ・ 身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応
- ・ 地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員のスーパービジョンや人材育成（研修、OJT）、広域的な調整、自立支援協議会の運営、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応 等）

4. 人員体制

→ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員体制を確保。（画一的な人員基準は設けないこととする）

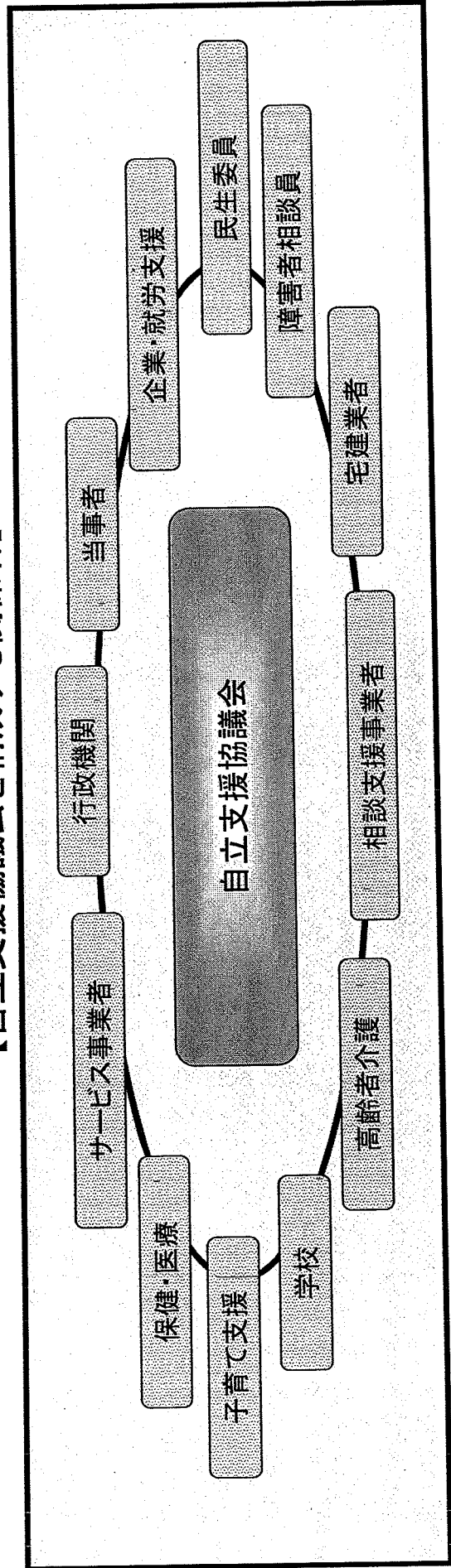
5. 財源

→ 一般財源（交付税）

自立支援協議会の法定化

- 自立支援協議会については、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- しかしながら、現状においては、単なる意見交換の場となったり、会議がほとんど開催されていない等、形骸化している事例が見受けられる。
- 今回改正により、自立支援協議会が法定化されたことを踏まえ、自立支援協議会の運営の活性化のための方策や、相談支援の充実等の制度改正を踏まえた自立支援協議会が担うべき役割について検討。
- ※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

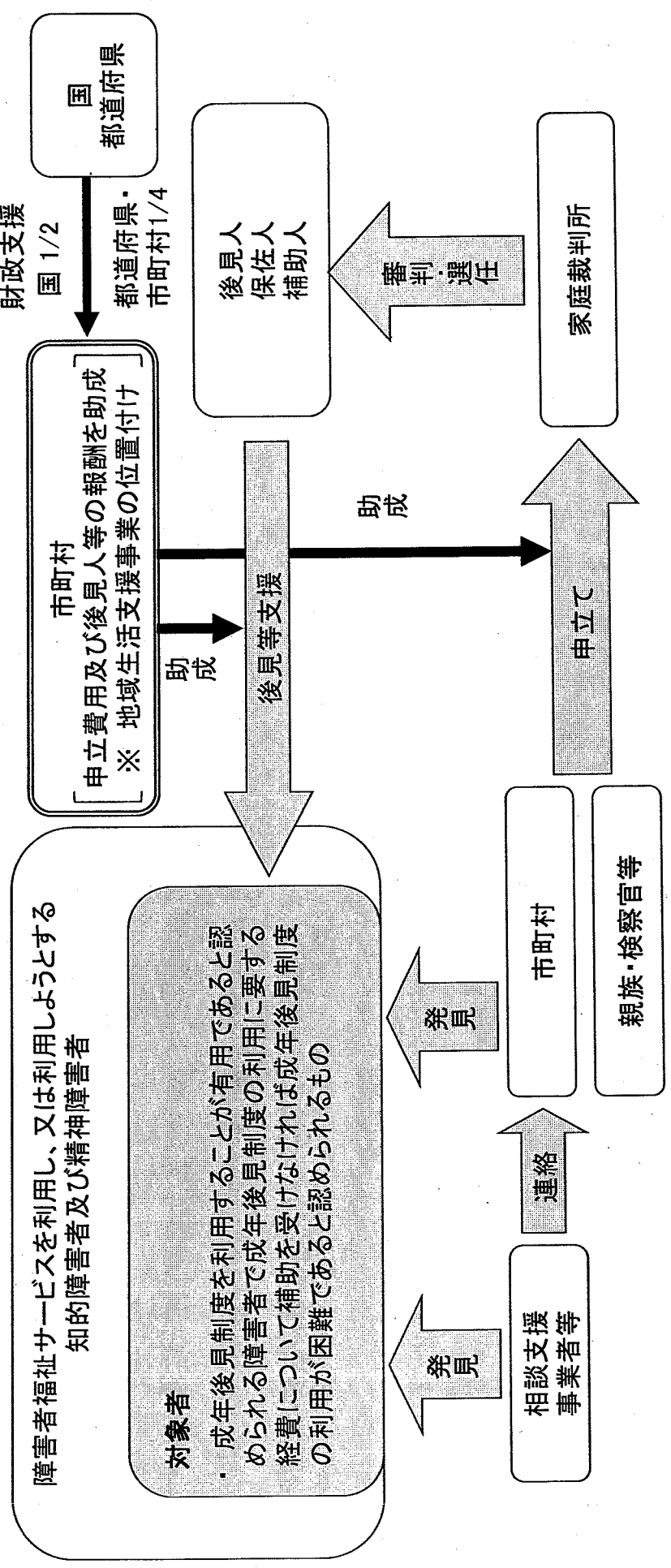
【自立支援協議会を構成する関係者】



成年後見制度利用支援事業の必須事業化(案)

法 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする方向で検討。



相談支援従事者研修（初任者研修・現任研修）の検討状況について

1 相談支援従事者研修全体の企画について

都において他の自立支援法関連研修（障害程度区分関係、サービス管理責任者研修等）と合わせて当該年度の研修の規模、時期等を決定

2 初任者研修の検討状況について（平成 22 年度）

※平成 23 年度は今後予定

(1) 概要

- 初任者研修のカリキュラムについては、国の要綱等で定められており、自立支援法施行前に実施されていた旧ケアマネジメント研修とほぼ同様である。
- 都においては、旧ケアマネジメント推進協議会において、カリキュラム全体について検討し確定している。
- その後、国の動向等に大きな変更がないため、全体カリキュラムについては、従前どおり実施している。
- ただし、演習の実施方法について、知的・身体的事例、精神的事例で別に実施した等、課題があったため、昨年度、中心的なファシリテーターによる打ち合わせ会を実施した。

(2) 検討事項

初任者研修演習部分の企画、講師の選定等

(3) 打合せ会メンバー

合計 10 名（その他事務局）

内訳

	都職員メンバー	都外メンバー
知的分野	2 名	2 名
身体分野		2 名（うち当事者 2 名）
精神分野	2 名	2 名

※旧ケアマネジメント研修時から企画等に携わっている
ファシリテーターが中心

(4) スケジュール（平成 22 年度の場合）

第 1 回：平成 22 年 11 月 15 日（月）

概要：平成 22 年度の研修方針の確認、演習スケジュール・プログラム等

第 2 回：平成 22 年 12 月 8 日（水）

概要：演習スケジュール・事例等の検討

第 3 回：平成 23 年 1 月 8 日（金）

概要：演習スケジュール、役割確認、ファシリテーター用マニュアル作成、講師の選定

第 4 回：平成 22 年 1 月 24 日（月）

概要：区部ファシリテーターへの演習内容説明会

第 5 回：平成 22 年 1 月 25 日（水）

概要：市部ファシリテーターへの演習内容説明

反省会：平成 23 年 9 月 12 日（月）

概要：平成 22 年度初任者研修の振り返り

※当初は平成 23 年 3 月実施予定だったが、震災のため延期

(5) その他

演習においては、当事者主体の視点を確保するため、障害当事者に演習に参加していただいている。そのための説明会も実施している。

3 現任研修の検討状況について（平成 23 年度）

(1) 概要

- 現任研修のカリキュラムについても、国の要綱等で定められている。
- 都においては、平成 21 年度に初めて現任研修を試行として実施し、昨年度から本格的に実施している。
- 本格実施から 2 年目を迎えたが、法改正等の新たな動きにも対応する必要があるため、現任研修全体の企画を現任研修検討会を設け実施している。

(2) 検討事項

現任研修の企画、講師の選定等

(3) 検討会メンバー

合計 16 名（その他事務局）

内訳

	都職員メンバー	都外メンバー
知的分野	3 名	7 名（うち当事者 3 名）
身体分野		
精神分野	2 名	4 名

国による指導者養成研修受講者（平成 21～23 年度）が中心

(4) スケジュール（平成 23 年度の場合）

第 1 回：平成 23 年 7 月 12 日（火）

概要：国の指導者養成研修（平成 23 年 6 月実施）の報告、平成 22 年度研修の振り返り、カリキュラム素案等

第 2 回：平成 23 年 7 月 22 日（金）

概要：研修の基本（研修の目的、受講対象者、日程等）の確認

第 3 回：平成 23 年 8 月 16 日（火）

概要：研修の基本の確認（第 2 回の続き）、現任研修の全体カリキュラム

第 4 回：平成 23 年 9 月 6 日（火）

概要：現任研修の全体カリキュラム（第 3 回の続き）、演習カリキュラム（演習の目的、事例、事前課題等）、ファシリテーターの人選

第 5 回：平成 23 年 9 月 16 日（金）

概要：現任研修の全体カリキュラム（最終確認）、演習カリキュラム（演習の目的、事例、事前課題等）、ファシリテーターのシフト

第 6 回：平成 23 年 10 月 ●●日（●）

概要：演習 A・B 日程ファシリテーター説明会

第 7 回：平成 23 年 10 月下旬（予定）

概要：演習 C・D 日程ファシリテーター説明会

第 8 回：時期未定

概要：平成 23 年度現任研修・反省会

平成22年度 障害者自立支援法関連研修の実績について

H23. 4. 18現在

1 障害程度区分認定調査員等研修

研修種別	申込数	修了者数	備考
認定調査員研修	281	273	H22. 5/11・5/17開催 修了者内訳（行政職員227名，事業者46名）
審査会委員研修	69	64	H22. 5/21開催 修了者内訳（行政職員38名，審査会委員26名）
主治医研修	—	816	H22. 9/16～H23. 3/29開催 （都医師会へ委託実施。各地区医師会単位で開催）

2 相談支援従事者初任者研修 前期：H23. 1/11, 12(1日・2日研修)、後期：1/17～2/8(1日・2日研修・初任者研修)

研修種別	申込数	受講決定数	修了者数	備考
1日研修(前期)	21	21	21	
1日研修(後期)	12	12	11	
1日研修 合計	33	33	32	
2日研修(前期)	230	230	227	
2日研修(後期)	287	287	278	
2日研修 合計	517	517	505	
初任者研修	265	202	183	

3 相談支援従事者現任研修 第1回：H22. 10/12, 13, 14、第2回：H22. 11/9, 11, 12

研修種別	申込数	受講決定数	修了者数	備考
第1回	75	75	70	区部
第2回	75	75	71	市町村部
合計	150	150	141	

4 サービス管理責任者研修

【第1回】 共通講義：①H22. 7/2②7/27、分野別研修：H22. 7/8～7/29

研修分野	申込数	受講決定数	修了者数
	581	397	380
介護	188	100	97
地域生活(知的)	82	82	80
地域生活(精神)	34	34	33
就労	222	126	124
児童	55	55	46

※修了者年間総計：852名

※第1回目は地域生活(身体)は未実施

【第2回】 共通講義：①H23. 2/15②2/28、分野別研修：H23. 2/17～3/4

研修分野	申込数	受講決定数	修了者数
	707	492	472
介護	216	104	100
地域生活(身体)	26	26	23
地域生活(知的)	87	80	75
地域生活(精神)	32	32	32
就労	285	200	193
児童	61	50	49

平成23年度 計画課所管研修（自立支援法関係研修等）の実施について

1 対象研修（計画課所管）

研修種別	対象者等	備考
① 障害程度区分認定調査員等研修		
認定調査員研修	区市町村職員 区市町村から委託を受け、認定調査を行う指定相談事業者等	指定相談支援事業所については本研修の受講が受託要件となっている。
市町村審査会委員研修	区市町村から委嘱された審査会委員等	初回任期は18年度末迄。その後は2年任期
主治医研修	障害程度区分認定に必要な主治医意見書を作成する協力医等	医師会へ委託実施
② 相談支援従事者研修（相談支援専門員の要件：実務経験+本研修修了）		
初任者研修（5日）	○ 相談支援事業を実施する指定相談事業者の職員であって、旧障害者ケアマネジメント研修を受講していない者 ○ 指定重度包括支援事業所のサービス提供責任者であって、旧障害者ケアマネジメント研修を受講していない者	「障害者の生活ニーズに関する講義」を1日上乗せ設定（任意受講）
既受講者研修（1日講義）	旧障害者ケアマネジメント従事者研修修了者	
サービス管理責任者向け研修（2日講義）	サービス管理責任者となる者	経過措置あり (23年度末まで)
現任研修（3日）	初任者研修（又は1日研修）の既受講者であって、修了年度の翌年度以降の5年度毎の各年度末までに受講	
法の円滑な施行準備のための研修	○初任者研修（5日）、既受講者研修（1日）及び現任研修（3日）受講者（※推定） ※法改正によって「地域相談支援」及び「障害児相談支援」事業が創設。平成24年4月1日施行に向けて、円滑な施行準備のための研修として実施。	・平成23年度新規 ・資格要件とは別 ・詳細については、6/22～6/24 国研修で示される予定。
専門コース別研修	現任者	
③ サービス管理責任者研修（サビ管の要件：実務経験+相談支援従事者研修講義部分受講+本研修修了）		
サービス管理責任者研修	新サービス事業体系に基づく指定事業所のサービス管理責任者 生活介護、療養介護、児童デイサービス、共同生活介護、共同生活援助、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A,B型）、多機能型、施設入所支援	経過措置あり (23年度末まで)
④ <参考> 障害者虐待防止対策関係		
障害者虐待防止対策研修	区市町村 事業者等	平成23年度新規
⑤ <参考> 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修		
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修	在宅、特別養護老人ホームや障害者（児）施設等において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職	平成23年度新規

2 研修スケジュール（案）

※ 以下スケジュールは、H23年度に限定したものである。
※ 実施規模については今後精査する予定であり、仮置き数字である。

	I (4~6)	II (7~9)	III (10~12)	IV (1~3)	規模
障害程度区分認定調査員	5/13 5/20				160名 * 2回 (予定)
市町村審査会委員研修	6/6	6/21 国研修			140名 * 1回 (予定)
主治医研修		7月末講師 養成講習会	都医師会を通じ各地区毎に実施		35名 * 50回 (予定)
相談支援従事者研修 (初任者研修：5日)				1月中旬 下旬	200名 * 1回 (予定)
(既受講者研修：1日)	6/22 ~24 国研修	8/30,31			25名 * 2回 (予定)
(サービス管理責任者向け研修：2日)					300名 * 2回 (予定)
相談支援従事者研修 (現任研修：3日)			2~3回		150名 * 2回 (予定)
相談支援従事者研修 (【新規】法の円滑な施行準備のための研修)					
相談支援従事者研修 (【新規】専門コース別研修)					
サービス管理責任者研修	6/28~7/29	9/14~16 国研修	11月中	予備	第1回460名 第2回485名 (予定)
障害者虐待防止対策研修	研修準備(検討会の立ち上げ)		9~10月 国研修	2~3月	100名 * 3 (予定)

実施時期は、なるべく他の相談支援従事者研修に合わせる。

平成 22 年度東京都相談支援従事者初任者研修 講義カリキュラム

日程等	時間	講義内容及び講師
第 1 日目 1/11 (火) 東京都社会福祉 保健医療 研修センター	10:15~10:20	事務連絡 (東京都福祉保健局障害者施策推進部)
	10:20~10:30	開講あいさつ 三木 明香 東京都福祉保健局障害者施策推進部事業調整担当課長
	10:30~12:30 (120分)	障害者ケアマネジメント(概論) 野口 俊彦 東京都自立生活センター協議会事務局長
	[昼休憩 70分]	
	13:40~15:10 (90分)	障害者の地域生活支援 堤 愛子 NPO法人町田ヒューマンネットワーク副理事長 小金澤 正治 東京都精神障害者団体連合会相談役
	[休憩 20分]	
15:30~17:00 (90分)	相談支援における権利侵害と権利擁護 平井 寛 多摩療護園長	
第 2 日目 1/12 (水) 東京都社会福祉 保健医療 研修センター	10:15~11:15 (60分)	障害者自立支援法の概要 三木 明香 東京都福祉保健局障害者施策推進部事業調整担当課長
	[休憩 15分]	
	11:30~12:30 (60分)	障害者自立支援法における個別支援計画の作成 杉山 真生子 社会福祉法人めぐはうす地域生活支援センターMOTA
	[昼休憩 70分]	
13:40~17:10 (190分) 途中休憩 20分	相談支援事業と相談支援専門員 野口 俊彦 東京都自立生活センター協議会事務局長 [ロールプレイ] 鈴木 一成 CILふちゅう代表 (外調整中)	

※ 時間割等について、都合により若干変更する場合があります。

※ 「受付」は、両日とも9:40から開始します。

平成 22 年度東京都相談支援従事者初任者研修 講義カリキュラム

日程等	時間	講義内容及び講師
受付開始 9 : 4 0 第 1 日目 1/17 (月) めぐろ パシモンホール 大ホール	10:15~10:20	事務連絡 (東京都福祉保健局障害者施策推進部)
	10:20~10:30	開講あいさつ 三木明香 東京都福祉保健局障害者施策推進部事業調整担当課長
	10:30~12:30 (120分)	障害者ケアマネジメント(概論) 中西正司 ヒューマンケア協会 代表
	[昼休憩 70分]	
	13:40~15:10 (90分)	障害者の地域生活支援 塚田芳昭 自立生活センターILみなみ tama 事務局長 小金澤正治 東京都精神障害者団体連合会 相談役
	[休憩 20分]	
15:30~17:00 (90分)	相談支援における権利侵害と権利擁護 平井 寛 多摩療護園 園長	
受付開始 9 : 4 0 第 2 日目 1/19 (水) めぐろ パシモンホール 大ホール	10:15~11:15 (60分)	障害者自立支援法の概要 三木明香 東京都福祉保健局障害者施策推進部事業調整担当課長
	[休憩 15分]	
	11:30~12:30 (60分)	障害者自立支援法における個別支援計画の作成 杉山真生子 社会福祉法人めぐはうす 地域生活支援センターMOTA
	[昼休憩 70分]	
	13:40~17:10 (190分) 途中休憩 20分	相談支援事業と相談支援専門員 野口俊彦 東京都自立生活センター協議会 事務局長 [ロールプレイ] 鈴木一成 C I Lふちゅう 代表 竹島圭子 自立生活センター・小平 事務次長
受付開始 9 : 0 0 第 3 日目 2/1 (火) 戸山サンライズ 大研修室	9:30~11:45 (120分) 途中休憩 15分	ケアマネジメントの展開 I 石渡和実 東洋英和女学院大学 教授 横山晃久 NPO法人自立生活センターHANDS世田谷 理事長
	[昼休憩 60分]	
	12:45~16:15 (195分) 途中休憩 15分	ケアマネジメントの展開 II 《パネルディスカッション》 パネラー 山田憲二郎 (東京都知的障害者育成会本人部会ゆうあい会 顧問) 秋山浩子 (自立生活センター・日野 事務局長) 藤間英之 (あきる野市障害者就労・生活支援センターあすくセンター長) 進藤義夫 (障害者支援情報センター 理事長) 山本雅章 (調布市福祉健康部障害福祉課長) 司会進行 谷合知子 (東京都多摩総合精神保健福祉センター)
	16:15~17:00	演習ガイダンス

日程等	時間	講義内容及び講師
受付開始 9:00 第4日目 2/2 (水) 戸山サンライズ 大研修室	9:30~10:15 (45分)	聴覚障害者の生活ニーズ 越智大輔 社団法人東京都聴覚障害者連盟 事務局長
	10:15~11:00 (45分)	視覚障害者の生活ニーズ 松谷詩子 社会福祉法人日本点字図書館
	[休憩 15分]	
	11:15~12:15 (60分)	肢体不自由者の生活ニーズ 市橋 博 障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会 事務局長
	[昼休憩 60分]	
	13:15~14:15 (60分)	知的障害者の生活ニーズ 山口順子 東京都知的障害者育成会本人部会ゆうあい会 役員 山田憲二郎 東京都知的障害者育成会本人部会ゆうあい会 顧問 山本福子 社会福祉法人原町成年寮「ゆるり」利用者
	14:15~15:00 (45分)	内部障害者の生活ニーズ 山本 創 患者の生活・就労をつむぐ会 代表
	[休憩 15分]	
	15:15~15:45 (30分)	高次脳機能障害者の生活ニーズ 細見みよ NPO法人東京高次脳機能障害協議会 (TKK) 理事長 青木政美 高次脳機能障害若者の会「ハイリハ東京」 山崎節子 高次脳機能障害者のつどい「調布ドリーム」
15:45~17:00 (75分)	精神障害者の生活ニーズ 宮澤秀一 トライ・ザ・ブルースカイ 代表 石山 勲 セルフヘルプグループ みつば会	

《演習日程》

日程等	時間	演習
第5日目 2/7 (月) 東京都社会福祉 保健医療研修 センター	受付開始 9:00 [研修開始] 9:20~	ケアマネジメントプロセスに 関する演習 ・事例を用いたグループワーク ・発表、講評 [受付場所: 地下2階レクリエーション室前]
第6日目 2/8 (火) 東京都社会福祉 保健医療研修 センター	受付開始 9:00 [研修開始] 9:20~	ケアマネジメントプロセスに 関する演習 ・事例を用いたグループワーク ・発表、講評 [受付場所: 地下2階レクリエーション室前]

※ 時間割等について、都合により若干変更する場合があります。

平成23年度東京都相談支援従事者現任研修 講義カリキュラム(案)

	科目	内容	時間	備考	
1日目	ガイダンス		10:15~ 10:30		
	講義	障害者福祉の動向について	障害者自立支援法の主旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める	10:30~ 11:00	
	講義	障害者制度改革推進会議総合福祉部会の動き	委員の立場から、国の見直しの動きについて説明していただく	11:00~ 11:30	
	(休憩)			11:30~ 11:40	
	講義	東京都の自立支援協議会について	自立支援協議会の役割や、東京都及び都内の自立支援協議会の活動について	11:40~ 12:40	
	(お昼休み)			12:40~ 14:00	
	ガイダンス			14:00~ 14:10	法の円滑な施行準備のための研修
	講義	制度の概要	計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援、基幹相談支援センター	14:10~ 14:40	
	講義	事例紹介	事例紹介① 地域移行支援1	14:40~ 15:10	
			事例紹介② 地域移行支援2	15:10~ 15:40	
(休憩)			15:40~ 16:00		
事例紹介③ 地域定着支援			16:00~ 16:30		
	事例紹介④ 障害児相談支援	16:30~ 17:00			
2日目	演習	演習Ⅰ 事例の掘り下げ	○事例の掘り下げ	9:30~ 15:30 (途中:お昼休み 1時間30分)	
		演習Ⅱ プラン作成	○ニーズの絞り込み ○ケアプランの作成	15:30~ 16:30	
		発表	○発表 ○ファシリテーターからのコメント		
3日目	演習	演習Ⅲ①振り返り	○前日の発表の際のコメント等を受けてケアプランの振り返り	9:30~ 10:00	
		ガイダンス	演習Ⅲ②の導入 演習Ⅲ②の趣旨や、グループワークの方向性を示す。	10:00~ 10:30	
		演習Ⅲ②地域課題抽出	○事前課題による各地域自立支援協議会の情報共有 ○地域課題の抽出 ○地域課題へのアプローチ	10:30~ 12:30	
		(お昼休み)			12:30~ 14:00
		発表	○発表(演習Ⅲ②の結果発表)	14:00~ 15:00	
		演習Ⅳ 地域自立支援協議会	○地域自立支援協議会の現状と課題についてグループワーク	15:00~ 16:30	
4日目	ガイダンス		10:15~ 10:30		
	講義	都道府県地域生活支援事業について	①東京都発達障害者支援センター(トスカ) ②高次脳機能障害支援事業	①10:30~ 11:30 ②11:30~ 12:30	
	(お昼休み)			12:30~ 14:00	
	シンポジウム	障害当事者の思いや願いに寄り添うという相談支援の原点に立ち返るため、障害当事者の思いを聴く	14:00~ 16:30		

※上記カリキュラムについては、あくまで現時点での案ですので、変更が生じる場合があることをあらかじめご了承ください。

精神障害者退院促進支援事業の概要

目的	精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、地域の受入条件が整えば退院可能である者の退院を促進するとともに、精神障害者の地域生活支援のための仕組みづくりを行い、精神障害者の安定した地域生活の実現を図る。
実施主体	東京都(事業の一部を社会福祉法人等に委託)
対象者	精神科病院に原則として1年以上入院している精神障害者で、病状が安定しており、地域の受入条件が整えば退院可能であり、本人が退院を希望する者
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 退院促進コーディネート事業(社会福祉法人等へ委託) グループホーム活用型ショートステイ事業(社会福祉法人等へ委託) 地域生活移行支援会議
実施規模	上記1及び2の事業 各々12か所

精神障害者退院促進支援事業の実績

	対象者	支援結果(各年度末)			協力病院
		退院	継続	中断	
16・17年度 モデル事業	56	23	32	1	11
18年度	65	30	25	10	19
19年度	81	26	51	4	29
20年度	150	51	92	7	51
21年度	187	76	104	7	61
22年度	213	72	134	7	63
18年度以降 累計	424	255	134	35	63